

令和5年度 第 12 回

上島町農業委員会 議 事 録

令和6年3月8日

開 会		令和6年3月8日 13時30分		
閉 会		令和6年3月8日 14時15分		
開 催 場 所		上島町岩城総合庁舎 2階 大ホール		
現 地 見回り	日 時	① 3/4 12:30	② 3/5 10:30	③ 3/5 11:00
		④ 3/5 15:00		
	農 業 委 員 推 進 委 員	① 砂川 正治 委員	② 村上 啓祥 委員	③ 村上 啓祥 委員
		④ 田中 一富 委員		
	事 務 局	① ②③④ 能地 建		
出 席 委 員		古本 貢 委員	竹川 修 委員	村上 穂 委員
		仲平 まゆみ 委員	田中 一富 委員	砂川 正治 委員
		西原 邦彦 委員	児玉 昭一 委員	平岡 修 委員
		森本 隆人 委員	村上 啓祥 委員	青木 俊樹 委員
		小西 佳子 委員	濱本 等 委員	
欠 席 委 員		岡辺 恒一 委員		
職務のため出席した者の氏名		能地 建		
		村上 晃子		
議 事 録 署 名 人		西原 邦彦 委員	小西 佳子 委員	
議 事 の 概 要		日程第1	会議録署名委員の指名について	
		第1号議案	農用地利用集積計画（案）の諮問について（岩城）	
		第2号議案	農用地利用集積計画（案）の諮問について（岩城）	
		第 3 号議案	農用地利用集積計画（案）の諮問について（岩城）	
		第 4 号議案	農地中間管理事業に係る一括方式農用地利用主席計画（案）の諮問について（岩城）	
		第 5 号議案	農地法第 4 条許可申請について（弓削藤谷）	
		第6号議案	農地法第 5 条許可申請について（弓削狩尾）	
		その他	前回の総会審議案件の処理状況について 他	

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
(開会)	事務局	定刻となりましたので、ただ今より、令和5年度第12回上島町農業委員会総会を開会致します。
		本日の出席委員数は、岡辺委員が欠席です。本日の出席委員数は農業委員 8 名、推進委員 6 名です。上島町農業委員会会議規則第6条の規定により過半数の農業委員が出席しておりますので本会は成立いたします。
		それでは、はじめに古本会長より招集の挨拶をお願いします。
会長挨拶	会 長	(開会挨拶)
	事務局	これより上島町農業委員会会議規則第4条により会長が議長を務めます。
日程第1	議 長	それでは議事に入る前に 日程第1、議事録署名委員を指名致します。西原委員、小西委員、よろしくお願いします。
第1号議案	議 長	それでは議案審議に入ります。第1号議案、農地利用集積計画(案)について事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明)
		なお、農業経営基盤強化促進法における農用地利用集積計画で利用権の設定等を受ける者の要件について、①農用地の全てを効率的に耕作すること。②農作業に常時従事すること(年間150日以上)となっており、全ての要件を満たしていると判断されます。第1号議案の説明は以上です。
	議 長	現地確認された田中員の説明を求めます。
	田中委員	3月5日火曜日、事務局と現地確認に行きました。継続案件なので、現地も管理されてますので、何も問題はありません。
審 議	議 長	以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。 (意見なし)
採 決	議 長	それでは、第1号議案を賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
	議 長	全員賛成ということで、町から諮問された第1号議案に係る計画(案)が適正である旨答申します。
第2号議案	議 長	それでは、議案審議に入ります。第2号議案、第3号議案、第4号議案
第3号議案		は関連がありますので一括上程します。第2号議案、農地利用集積計画
第4号議案		(案)について、第3号議案、農地利用集積計画(案)について、第4号議案、農地中間管理事業に係る一括方式農地利用集積計画(案)について、
		事務局から説明を求めます。

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
	事務局	(内容説明)
		なお、農業経営基盤強化促進法における農用地利用集積計画で利用権の設定等を受ける者の要件について、①農用地の全てを効率的に耕作すること。②農作業に常時従事すること(年間150日以上)となっており、全ての要件を満たしていると判断されます。第2号議案、第3号議案、第4号議案の説明は以上です。
	議 長	現地確認された、砂川委員の説明を求めます。
	砂川委員	3月4日月曜日に事務局と一緒に現地確認に行きました。この土地は盛土をして、荒廃地を新しく農地にしたところなので、これから研修期間を経て、新規就農という形で土地を借りられたということなので、まだ埋め立ててまっさらの土地なんで、最終的には、ハウスを何とか建てるようなことも言われてます。最適な土地だと思います。以上です。
審 議	議 長	以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。
	青木委員	ちょっといいですか。12月の事務局の説明では、研修生は農地を借りられないと説明があったと思うんですが借りられるようになったんですか。
	事務局	これがですね、県の事業を使ってやるということです。町の事業ですと、農地を借りることができるということなので。
	青木委員	県の事業というのは、借りること自体を県の事業でと言うのか。
	事務局	いや、新規就農の研修制度が県の事業だと農地を借りることができるということだったので、今回、議案に上げさせてもらってます。
	青木委員	わかりました。
	議 長	他にご意見はございませんか。
		(意見なし)
採 決	議 長	ないようですので、採決に移らせていただきます。それでは、第2号議案を賛成の方は挙手をお願いします。
		(全員挙手)
	議 長	全員賛成ということで、町から諮問された第2号議案に係る計画(案)が適正である旨答申します。
採 決	議 長	それでは、3号議案の賛成の方は挙手をお願いします。
		(全員挙手)
	議 長	全員賛成ということで、町から諮問された第3号議案に係る計画(案)が適正である旨答申します。
採 決	議 長	それでは、第4号議案の賛成の方は挙手をお願いします。

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
		(全員挙手)
	議 長	全員賛成ということで、町から諮問された第4号議案に係る計画(案)が適正である旨答申します。
第5号議案	議 長	それでは議案審議に入ります。第5号議案、農地法第4条許可申請について、事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明)
		本転用申請にかかる農地法の要件について、まず、「一般基準」については、(1)農地の全てを確実に事業の用に供すること(法第5条2項3号)については、土地利用計画図のとおり、全体を使用する計画となっています。①事業者の資力・信用はあるかは、資金計画書・資金証明書のとおりです。②農地を農地以外のものにする行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ているかについては、該当ありません。③転用に必要な他法令の許可の見込みについては、該当ありません。(2)周辺の営農条件に悪影響を与えないこと(法第5条2項4号)については、被害防除措置計画書に記載のとおり、周囲の営農に対し影響ありません。以上、「一般基準」の要件は満たしていると判断されます。続いて、「立地基準」は、周辺農地の農業上の利用に支障のない第2種農地に該当し、許可相当であると判断されます。第5号議案の説明は以上です。
	議 長	現地確認された、村上啓祥委員の説明を求めます。
	村上啓委員	議案第5号の農地法第4条の許可申請についてですが、3月5日火曜日、事務局と現地確認に行きました。近隣には住宅もなく、隣接する住宅も申請者のものであり、猪の対策も行っているということです。用途としてはプライベートキャンプ場の計画となっています。よって、議案第5号の許可申請については申請のとおり問題はないと思います。以上です。
審 議	議 長	以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。
		(意見なし)
採 決	議 長	それでは、第5号議案を賛成の方は挙手をお願いします。
		(全員挙手)
	議 長	全員賛成ということで、本申請が適正であるとの意見書を添えて県へ進達します。
第6号議案	議 長	それでは、議案審議に入ります。第6号議案、農地法第5条許可申請について事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明)

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
		本転用申請にかかる農地法の要件について、まず、「一般基準」については、(1)農地の全てを確実に事業の用に供すること(法第5条2項3号)については、一般住宅として適正な面積ですので支障ありません。①事業者の資力・信用はあるかは、資金計画書・資金証明書のとおりです。②農地を農地以外のものにする行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ているかについては、該当ありません。③転用に必要な他法令の許可の見込みについては、該当ありません。(2)周辺の営農条件に悪影響を与えないこと(法第5条2項4号)については、被害防除措置計画書に記載のとおり、周囲の営農に対し影響ありません。以上、「一般基準」の要件は満たしていると判断されます。続いて、「立地基準」は、周辺農地の農業上の利用に支障のない第2種農地に該当し、許可相当であると判断されます。第6号議案の説明は以上です。
	議 長	現地確認された、村上啓祥委員の説明を求めます。
	村上啓委員	それでは、議案第6号の農地法第5条許可申請についてですが、3月5日火曜日、事務局と弓削狩尾の現場へ行きました。添付書類の配置図には、転用する土地からの土砂の流出とか、崩壊に対する被害の防除措置も書いてあります。許可申請については、適切であると思います。以上です。
審 議	議 長	以上で説明は終わりです。ご意見ご質問はございませんか。 (意見なし)
採 決	議 長	ないようですので、採決に移らさせていただきます。それでは、第6号議案を賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
	議 長	全員賛成という事で、本申請が適正であるとの意見書を添えて県へ進達します。
(閉 会)	議 長	それでは、以上をもちまして令和5年度第12回農業委員会総会を終了いたします。